

主な質問意見及び回答

■指定基準

Q)『レッドゾーン区域外に家を建てた場合でも、新たに指定されることがある。』について『家がないから調査していない⇒調査していないから指定されていない⇒家を建てたら調査する⇒該当すれば指定される』との認識でよいか？

【回答(雲南市)】

今回、調査を行ったのは建物のある場所のみとなっており、それまで建物がなかったところへ家などを建てられた場合、5年後など定期的に調査が行われた際に要件を満たしていればレッドゾーンに指定される。

Q)対策工事が実施された箇所は、レッドゾーンからイエローゾーンへの変更や指定の解除がされるのか？

【回答(島根県)】

対策工事が施されれば、レッドゾーンからは除外される。ただし、イエローゾーンについては対策がなされている場合でも除外とはならない。

■指定事務

Q)レッドゾーンの指定が完了するのはいつか？

【回答(島根県)】

今年度末までに全県のレッドゾーン指定を完了させたい。

Q)指定の是非を個人で選択できるのか？

【回答(島根県)】

土砂災害防止法に基づく調査であり、指定に伴っては市長の意見を聞いて、県で指定することになっており、住民個々の同意を求めることにはなっておらず、個別での指定の拒否はできません。

【回答(雲南市)】

一番には市民の生命を守るため、指定することは必要なことであると考えています。

■区域指定の影響

Q.)指定された場合、市固定資産評価の見直し等はされるのか？

【回答(雲南市)】

指定された土地の評価見直しについては見直しを行う予定です。詳細については指定状況を踏まえて決定し周知します。

Q) 指定されることによる資産評価低下に対する救済措置はあるか？

【回答(雲南市)】

市として(住宅の補強・移転事業に伴う支援や固定資産税の見直しなどのほかに)個人の資産に対しての救済措置はありません。

■建築物の構造規制

Q) 建築確認が必要になるのはいつからか？

【回答(島根県)】

指定が完了するまでは建築確認は不要である。

Q) レッドゾーンにおける建築規制の実際の内容はどんなものか？

納屋等の扱いはどうなるか？

10m²以上の増改築を行う場合、対応しないと住めないのか？

【回答(雲南市)】

例えば裏山と自宅の間にある壁の補強等が内容である。鉄筋コンクリートの壁を15cm以上にする等の対応が必要となる場合がある。

居室のある建物が対象となる。

室内の改築であれば建築確認は不要である。10m²以上の増築なら建築確認を行う必要がある。

■支援制度

Q) 支援制度(住宅補強支援事業等)について、概要や上限はいくらか？

【回答(島根県)】

住宅補強支援事業は、住宅の除去費用と壁等の補強に要する設計費と工事費。上限 170 万円の支援をすることが可能です。

かけ地近接等危険住宅移転事業は、建物除去費用と新たに建物を建てたり土地を購入したり造成したりする費用。上限が約 800 万円ですが、住宅の建設のために金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額が対象になる。

Q) レッドゾーン調査が完了しているところについては、支援制度(住宅補強支援事業等)の補助金申請が前倒しでできるようにはできないか？

【回答(島根県)】

できない。レッドゾーンの指定がすべて完了してからの手続きとなる。

Q) 雲南市は県内でも特に人口減少が激しい地域であり、市内で移転するよりも出雲市などへ移転する方が良いと思うことが考えられる。自宅の裏手もレッドゾーンであり、大雨などで崩れた場合は移転するしかないが、その時に雲南市内を移転先に選んでもらえるような対策はとっているのか？

【回答(雲南市)】

定住に関して、市として具体なものはないが、ご意見をいただきながら、施策を練つていく必要があると考えている。

Q) 支援制度(住宅補強支援事業等)について、住宅を移転する場合の補助は居住する部分が対象で車庫は含まれるのか？

【回答(島根県)】

住居が該当なので、車庫のみは難しいと考える。

■住民周知

Q) レッドゾーンが指定された場合は、個別に説明会を開かれるのか？

【回答(雲南市)】

説明会は、基礎調査結果についての説明会を27か所開催させて頂いている。また、広報と今回の指定に伴う住民説明会を開催させて頂いている。これ以上の説明会をする考えは持っていない。

Q) レッドゾーンはこれから指定されるが、指定されてからは説明しないということか？

【回答(雲南市)】

レッドゾーンに限らず防災情報等を出前講座でも説明を行っている。レッドゾーンだけについての説明会は考えていない。

Q) 指定区域の確認の仕方について、家の形が必ずしも正確でなく、どの部分までが指定区域なのかいまひとつ分からない。これに対して例えば現地で杭を打って分かりやすくする等、ピンポイントでわかる座標を定めて警戒区域を指定されているのか？

【回答(島根県)】

GPSを使った座標のようなものはないので、図面によって確認するしか方法はない。

Q) 例えば増築や新築する場合に家の半分がかかっていて、もう半分は大丈夫だからと大雑把なかたちの新築になりかねない。仮に新築した場合にレッドゾーンにかかっていれば、またやり直しになってくると思うが、今後正確な座標を指定する予定はあるのか？

【回答(島根県)】

レッドゾーンについては現地確認をして指定しているが、座標はない。また、新築や増築の際には市役所の建築担当部署に相談された上で、設計をお願いするしか今のところ

ろないので、ご理解いただきたい。

Q) 指定区域の確認の仕方で、島根県ホームページのマップオンしまねに表示されているところが警戒区域となるのか？

【回答(島根県)】

そのとおりである。指定を予定しているところが確認できる。

Q) 島根県ホームページのマップオンしまねに調査結果が掲載されているとのことだが、私の住んでいる地区は独居老人や高齢者の世帯が多く、ネット環境の無い世帯も多いが、そうした方が調査結果を確認する手段はあるのか？

【回答(雲南市)】

交流センターにある区域図で確認するほか、基礎調査結果説明会後、各自治会に配布された大判図で確認していただきたい。

■対策事業

Q) レッドゾーン・危険箇所に対して、市では対策工事などのハード面の整備は計画されているか？

【回答(雲南市)】

レッドゾーンの指定にかかわらず、危険なところなどは隨時、建設部署、農林土木部署において、国・県と調整を行い対応している。ただし、予算等にも限りがあるため、緊急度の高いところ、より危険なところから優先して実施している状況。レッドゾーンに指定されたことによる全ての箇所への対策は財政的な面から実施できないので、ご理解をいただきたい。

■その他

Q) レッドゾーンの指定については、急ぐべきである。早く情報をハザードマップにして住民に知らせて頂きたい。特に、レッドゾーンに限らず浸水想定区域も見直しをされており最大規模になると加茂町の場合、指定避難所に全て避難出来なくなる可能性がある。そういうた事をきちんと住民に知らせて頂きたい。どういった対策ができるのかを考えて頂き、我々も自主防災組織を立ち上げながら自分たちが出来ることを考えたいので早くしてほしい。

【回答(雲南市)】

ご理解を頂いて早急に手続きを進めてまいりたい。ハザードマップについては、大変時間を要しているが、現在作業を進めており今年度末には皆様方に周知できる。自主防災組織については、避難等についてご検討頂いている。市としても最大限一緒になって支援していきたい。

Q)レッドゾーンで地すべりをなぜ除外したのか。その理由を教えていただきたい。

【回答(島根県)】

地すべりについては急傾斜地や土石流と違って地形だけでは被害想定範囲を決めることは非常に難しい災害である。イエローノーンは平成29年に指定しているが、県下全域についてレッドゾーンでは指定しない方針である。

Q.)指定された区域内の物件(特に空き家)は市ホームページ定住サイト空き家バンク等では、どのような扱いになるのでしょうか？

【回答(雲南市)】

空き家バンクに登録されている空き家は個人所有であるため、場所の特定ができないよう指定された区域に該当するか否かの掲載はしていません。物件に対しての問い合わせについては、個別に対応しています。